



Market Forecasts by Y. san -4月-

3月予測の自己評価 鉄スクラップ; × 銅; × アルミ; ×

鉄スクラップ

3月の鉄スクラップは、指標の東京製鉄宇都宮工場の特級価格が40,000円/トンでスタートし、輸出価格の上昇により最終的には41,000円/トン。4月は国内の建設解体の人手不足や市中の工場発生の低迷から横ばいと思われる。

銅

3月の銅は、LME9,300ドル/トン台、国内銅建値1,460,000円/トンからスタートして、最終的にはLME9,700ドル/トン台、国内銅建値は1,540,000円/トンと上がりました。4月は、米国の自動車関税等による後退の懸念があるので月初から下がると考えられます。

アルミ

3月のLMEは2,600ドル/トン台スタート。2024年8月から右肩上がりが続いているが、3月末時点では2,500ドル/トン台に下がっている。4月は、トランプ米大統領の貿易関税政策、中国の景気懸念により下がると考えられます。

産業廃棄物

都心での産廃発生が減っている模様。事務所移転の減少や解体の人手不足等が原因かも。ドライバー不足は深刻で回収を依頼しても断る業者もいる一方で、テレワークから社内勤務へのシフトも増え、移転の案件も増加が見えており受入れ余力がある業者は今がチャンスでしょう。ドライバー確保が重要です。

Topics

商標制度の概要

本紙No.150号で意匠制度についての記事を掲載しておりますが、今回はその続編として、商標法で規定される商標制度についてその概要を特許庁のホームページを参考にご紹介いたします。

【商標 (trademark) とは】

商標とは、事業者が、自己(自社)の取り扱う商品・サービスを他人(他社)のものとは区別するために使用するマーク(識別標識)です。このような、商品やサービスに付ける「マーク」や「ネーミング」を財産として守るのが「商標権」という知的財産権です。商標には、文字、図形、記号、立体的形状やこれらを組み合わせたものなどのタイプがあります。また、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標についても、商標登録ができます。

登録された商標の権利者は、その商標を使用することを指定した商品又は指定したサービス(以下、「役務」と記します。について登録商標を独占的に使用できるようになり、権利を侵害する者に対しては、侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できます。

登録商標の例

enloop®



®マークは、マークが付けられたロゴや文字が登録された商標であることを示す記号で、表示は努力義務です。

【商標登録のステップ】

商標権を取得するためには、特許庁へ商標を出願して商標登録を受けることが必要で、そのステップは次の通りです。

1. 事前調査

- 我が国の商標登録制度は、先願主義(早い者勝ち)のため、商品や役務に使う商標登録については、事前に調査することが大切です。
- 調査には、商標を含む産業財産権情報を閲覧・検索できる「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) サービスが無料で利用できます。

2. 商標登録願(書面)作成・出願

- 商標権は、マークと、そのマークを使用する商品・役務の組合せで一つの権利となっていますので、出願を行う際には、「商標登録を受けようとする商標」とともに、その商標を使用する「商品」又は「役務」と商品・役務を一定の基準によってカテゴリ分けした「区分」を指定し商標登録願に記載することになります。指定商品・指定役務・区分の詳細は、特許庁のホームページ*をご参照ください。

3. 審査

特許庁が、出願された商標の登録ができるかどうかを審査します。登録することができない商標は、以下の(1)~(3)に該当するものです。

- 自己と他人の商品・役務(サービス)とを区別することができないもの
- 公共の機関の標章(マーク)と紛らわしい等公益性に反するもの
- 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

4. 登録

審査の結果、登録査定となった場合は、期間内に登録料を納付すると、商標登録原簿に設定の登録がなされ、商標権が発生します。商標権の効力は日本国内に限られ、外国には及びません。商標権の存続期間は、設定登録の日から10年で終了しますが、更新登録

Series

社会人人生を振り返りながら



トライシクル株式会社
小林 聡資

トライシクル株式会社 小林 聡資(さとし)と申します。入社は、2022年6月1日です。今回、私は社会人歴25年目に入るタイミングという事で、社会人人生を振り返りながら、先ずはどんな経験をして来たかをお話したいと思います。

私は2000年4月から社会人となりましたが、就職活動をしていた1999年は、いまま経営不振になっている日産自動車でカルロスゴーンさんが、リバイバルプランという徹底的なコスト削減計画を立てて実行しているタイミングであり、世の中の的には就職氷河期と言われておりました。そのような状況下でも、私自身は自動車が好きで、逆風の自動車業界を中心に就職活動をしておりました。

そして、自動車メーカーなどに様々な部品を納めている商社へ営業として入社しました。そこでの業務は、見込生産をするメーカーに生産計画をヒアリングし、納入部品の仕入先に対して納品調整を行う業務を行いました。また、提案型の商社でありましたので、VE(Value Engineering)提案活動を、メーカーの開発・設計者に対して行っていました。部品などの仕入れ先は、協力工場からでしたので、様々な工場と取引があり工場視察や交流から、ものづくりの面白さや基本的な部分を学ぶことができました。

その後 技術畑の仕事を経験したく、技術系派遣会社へ転職し、大手Sier*に派遣会社からの出向という形でPBX(電話交換機)のシステムエンジニアとして従事しました。

顧客は防衛省で、自衛隊の基地に行きシステム回収や通信機器の入れ替え工事の取りまとめを行いました。ここではソフト開発や工事会社の調整に苦労をしましたが、基地など普段入る事の出来ないところで日本防衛の最前線を垣間見る事ができても良い体験が出来ました。仕事に対する不満はなかったもののPBXなどの電話関連事業は当時から衰退事業でしたので、将来性と給与面から転職をすることとなりました。

次の職場は、O商会になります。前職でのパソコンやネットワーク系関連のITスキルやモノづくり現場の経験から、製造業向け営業として入社しました。入社した瞬間ものすごい営業会社に入ってしまったと思いき、続けられるか不安な毎日でした。入社から半年間、継続取引のある顧客は1社もなく、ひたすらO商会と取引のない製造業を回り、なんでも売るという事でボールペン1本売ったり、売のためにソフトウェアのデモをしたり、テレアポを1日中やったりしておりました。ホントにお客様へお願いの日々でした。厳しい営業畑でしたが、なぜか20年近く続けました。その経験や続けられた理由などの続きを、次回させて頂ければと思っています。引き続き、よろしくお願いたします。

*Sier: (エスアイヤー 和製英語)システム開発を請け負うIT企業

申請によって10年の存続期間を何度でも更新することができます。

【商標登録異議の申立て】

登録異議申立制度は、誰でも、登録後に発行される商標掲載公報発行の日から2ヶ月以内に限り、その取消しを求めることができ、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができます。登録異議の申立てがあったときは特許庁が自ら登録処分適否を審査します。

出典: ※特許庁ウェブサイト (商標制度の概要 | 経済産業省 特許庁)

また、上記特許庁ウェブサイトから、内容を一部編集加工して掲載